

# 町税は納期限までに納めましょう

～ 納税には便利な口座振替を利用しましょう～

町民の皆様に納めていただく町税は、福祉や教育など公共サービスに必要な大切な財源です。

## 納期限内に納付をしない場合

### ①督促状を発送



### ②財産を調査



### ③財産の差押え



(自動車のタイヤロック)

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| ◎債権  | 預金・郵便貯金、給料<br>公的年金、生命保険等 |
| ◎不動産 | 土地・建物                    |
| ◎動産  | 有価証券、テレビ、<br>軽自動車等       |

## 納税義務の継承

税金を滞納して死亡すると、相続によって滞納税金が相続人に承継されます。

※自分の滞納税金を

子供に残さないように！



日高町役場 税務課歳入グループ

電話 01456-2-6184 (直通)

## インターネット公売を始めます！



日高町では、「町税滞納者の差押え財産」のインターネット公売を行うことにしました。

町税の滞納処分の一環として、滞納者の自宅などを検索して財産を差押え、インターネット上で公売します。

## 納税に困ったら必ず相談を！



病気や失業などやむを得ない事情がある方で、どうしても納付ができない場合、また、税金は納期限内に納めるのが原則ですが、納期ごとの納付が困難な場合は、年度内の分割納付ができますので、一人で悩まずに税務課窓口まで必ず相談して下さい。

## 11月の滞納処分状況

〔差押え件数及び差押え金額〕

8件 500,086円

〔日高管内地方税滞納整理機構〕

11月の納付金額 1,155,471円